

## 設計共同企業体取扱要綱

## (趣旨)

第1条 この要綱は、瑞穂市（以下「発注者」という。）が実施する瑞穂市発注に係る瑞穂市公共下水道（瑞穂処理区）污水管路施設整備事業（第1期事業計画工区）設計・工事監理業務（以下「本事業」という。）について、確実かつ円滑な履行を図ることを目的として、業務ごとに結成される設計共同企業体（以下「設計共同企業体」という。）に関する取扱について定める。

## (設計共同企業体の結成)

第2条 本事業の設計共同企業体の結成にあたっては、次に掲げる要件をすべて満たさなくてはならない。

- (1) 結成方式は、自主結成とすること。
  - (2) 設計共同企業体の運営形態は、構成する設計企業（以下「構成員」という。）が分担して業務を実施する分担施工方式とすること。
  - (3) 構成員の出資比率は、構成員ごとの分担業務の価額によるものとする。
  - (4) 設計共同企業体の代表者（以下「代表構成員」という。）は、構成員において決定された者とする。
- 2 構成員数は、任意とする。
- 3 構成員が満たすべき要件は、「募集要項」のとおりとする。

## (解散の時期)

第3条 設計共同企業体は、業務を受託することができなかつた場合は、本事業に係る基本協定が締結された日に解散するものとする。

- 2 設計共同企業体は、本事業の業務委託の完成後3ヶ月を経過するまでの間は、解散することができないものとする。

## (実施体制等の確認)

第4条 設計共同企業体は、委託業務契約締結後速やかに、次に掲げる書類を提出するものとする。

- (1) 設計共同企業体解散後の契約不適合契約不適合責任に関する覚書（様式第1号）
- (2) その他契約の履行に関し必要とされる書類

## (設計共同企業体の下請)

第5条 設計共同企業体の下請けについては、業務の全部を一括して、又は市が設計図書において指定した主たる部分を、第三者に委任又は請け負わせてはならない。

- 2 設計共同企業体が、業務の一部を下請負人に請け負わせる場合は、委託業務契約書、設計図書等の規定に従わなければならない。

(変更等の届出)

第6条 設計共同企業体は、次の各号に該当した場合は、速やかに市長に届出なければならない。

- (1) 代表構成員を変更したとき
- (2) 設計共同企業体の名称を変更したとき
- (3) 構成員の一部が脱退したとき又は構成員の一部を除名したとき
- (4) 設計共同企業体が解散したとき

(契約の解除)

第7条 市長は、設計共同企業体が次のいずれかに該当したときは、当該設計共同企業体と締結した業務委託契約を解除するものとする。

- (1) 前条第4号の共同企業体の解散の届出があったとき
- (2) 構成員の脱退及び除名その他の理由により建設共同企業体として工事の継続施工ができない若しくは著しく困難であると認められるとき

2 市長は、前項の規定により設計共同企業体の契約を解除するときは、設計共同企業体の代表構成員若しくは代表構成員の代理人に対し、通知する。

(構成員の責任)

第8条 設計共同企業体の構成員は、業務委託の履行及び第5条に基づく下請契約その他の業務の実施に伴い設計共同企業体が負担すべき一切の債務の履行(違約金が発生した場合の違約金支払債務及び業務に契約不適合(設計共同企業体が解散した後明らかになったものを含む。)があった場合の契約不適合責任を含む。)に関し、連帯して責任を負うものとする。

(業務途中での構成員の脱退等に対する措置)

第9条 設計共同企業体の構成員は、市長及び構成員全員の承認を得なければ、受託した業務を完成するまでは脱退することができない。

2 設計共同企業体の構成員のうち業務の途中において脱退した者がある場合における手続きは、次のとおりとする。

- (1) 設計共同企業体は、当該事案が発生した日から7日以内に構成員全員により次のいずれかの決定を行い、市長に対し構成員の脱退等に対する措置内容報告書(様式第2号)により通知し、その承認を得なければならない。

ア 設計共同企業体の解散

イ 残りの構成員による業務の継続実施

ウ 脱退した構成員に代わる構成員の補充をした上での業務の継続実施

- (2) 設計共同企業体の解散について、前号に規定する承認を得た場合においては、市長は、契約解除の手続きを行うものとする。この場合に発生する違約金の構成員間の負担割合については構成員全員で決定することとし、当該負担割合に応じて、違約金支払債務につき構成員が連帯して責任を負うものとする。

- (3) 脱退した構成員に代わる構成員の補充をした上での業務の継続実施を決定

した場合においては、第1号に規定する承認を受けた日から14日以内に新たな構成員の候補者（以下「新構成員候補者」という。）を決定し、新構成員候補者選定報告書（様式第3号）により市長に届出なければならない。

- (4) 前号の場合における新構成員候補者の選定は、業務の途中で脱退した構成員と同等以上の能力を有する者で、「募集要項」において発注者が示した構成員の要件を満たす者の中から行わなければならない。
- (5) 残りの構成員は、前号に基づき新構成員候補者を決定したときは、必要な資料を提出のうえ、当該新構成員候補者が新構成員となるための資格を有する者であるかどうかの審査を受けなければならない。
- (6) 前号の審査の結果、当該新構成員候補者が新構成員となるための資格を有していると認められる場合においては、市長は、新構成員選定承認書（様式第4号）により当該設計共同企業体に対して通知し、当該設計共同企業体は当該業務を継続して実施するものとする。
- (7) 第5号の審査の結果、当該新構成員候補者が新構成員となるための資格を有していないと認められる場合においては、市長は、新構成員選定不承認書（様式第5号）により当該設計共同企業体に対して通知し、残りの構成員のみでは適正な履行の確保が困難と判断したときは設計共同企業体を解散させるものとする。
- (8) 前号の場合、市長は、当該業務に係る契約解除の手続きを行うものとする。この場合において、設計共同企業体について発生する違約金支払債務の取扱いについては、第2号を準用する。
- (9) 市長は、第1号の規定に基づく設計共同企業体の決定を承認しない合理的な理由がある場合においては、当該決定を承認しないことができる。この場合、市長は、設計共同企業体に対し構成員の脱退等に対する企業体の措置内容不承認通知書（様式第6号）により通知するものとする。

- 3 設計共同企業体の構成員のうちいずれかが業務の途中において破産又は解散した場合においては、前項各号を準用するものとする。

#### 附 則

- 1 この要綱は、令和 年 月 日から施行する。
- 2 この要綱は、本事業が終了した日をもって効力を失う。

様式第1号（第4条関係）

設計共同企業体解散後の契約不適合責任に関する覚書

〇〇設計共同企業体が実施する瑞穂市発注に係る瑞穂市公共下水道（瑞穂処理区）汚水管路施設整備事業（第1期事業計画工区）に関し、設計共同企業体解散後においても各構成員が共同連帯してその責に任ずるものとし、当該契約不適合に係る構成員間の費用の分担、請求手続等については下記のとおりとする。

記

第1条 設計共同企業体解散後、構成員が瑞穂市から目的物の契約不適合の通知を受けた場合は、当該構成員は速やかに他の構成員に対し、その旨を通知するものとする。

第2条 各構成員は、前条の通知後速やかに協議し、発注者との折衝を担当する構成員等瑞穂市への対応を決定するとともに、契約不適合の存在、状況、原因等に関し、目的物の調査等を実施するものとする。

第3条 各構成員は、前条の調査結果に基づき、目的物に係る契約不適合の存否及び範囲の確認を行うとともに、瑞穂市との折衝の経緯を踏まえ、契約不適合の修補の要否、修補範囲、修補方法、修補費用予定額及び修補を担当する構成員（以下「修補担当構成員」という。）並びに損害賠償の要否、賠償範囲、賠償予定額及び瑞穂市に対する支払事務を担当する構成員（以下「支払担当構成員」という。）を協議決定するものとする。

2 前項で決定した内容に、重要な変更が見込まれる場合は、修補担当構成員又は支払担当構成員は速やかにその理由を明らかにした文書を作成し、他の構成員に通知するとともに、各構成員は協議の上、所要の変更を行うものとする。

第4条 契約不適合の修補又は損害賠償に関する費用については、設計共同企業体の結成時の協定書に定める分担工事の工事額に基づき、各構成員が負担するものとする。ただし、特定の構成員の責に帰すべき合理的な理由がある場合には、構成員間の協議に基づき、別途各構成員の負担額を決定することができる。

第5条 契約不適合責任の履行として契約不適合の修補を行う場合においては、修補担当構成員は、当該修補完了後他の構成員に対し、前条に基づく負担金の支払を請求するものとする。

2 前項の請求を受けた構成員は、速やかに負担金を支払わなければならない。

第6条 契約不適合責任の履行として損害賠償を行う場合においては、支払担当構成員は、瑞穂市の履行請求に応じ、他の構成員に対し、第4条に基づく負担金の支払を請

求するものとする。

- 2 前項の請求を受けた構成員は、速やかに負担金を支払わなければならない。
- 3 支払担当構成員は、前項の他の構成員の負担金と自己の負担金を取りまとめ、一括して瑞穂市へ支払うものとする。

第7条 その他この覚書に定めのない事項については、各構成員で協議の上決定する。

年 月 日

(共同企業体の名称を記入) 設計共同企業体

代表構成員 商号又は名称

代 表 者

印

構 成 員 商号又は名称

代 表 者

印

様式第2号（第9条関係）

構成員の脱退等に対する措置内容報告書

年 月 日

瑞穂市長 様

（共同企業体の名称を記入） 設計共同企業体

代表構成員 商号又は名称

代表者

印

構 成 員 商号又は名称

代表者

印

※構成員記載欄は、必要に応じて欄を拡張する。なお、脱退構成員については記載しないこと。

企業体の構成員の脱退等に伴う下記事業の今後の実施に対する措置について、以下のとおり決定しましたので下記のとおり報告します。

記

1 措置の対象となる事業

- (1) 事業名称：
- (2) 工 期：
- (3) 業務委託料：¥

2 脱退した構成員の商号又は名称及び脱退理由

- (1) 脱退構成員の商号又は名称：
- (2) 脱退理由：  
（「廃業」、「破産」若しくは「解散」等の企業体からの脱退理由を記載する。）

3 残存構成員の商号又は名称：

4 決定内容：

（「企業体を解散し契約を解除」、「残存構成員による業務の継続」又は「脱退構成員に代わる構成員を補充し業務を継続」のいずれかを記載する。）

※ 瑞穂市使用欄

年 月 日

上記報告に基づく企業体の決定についてこれを承認します。

瑞穂市長 森 和 之

瑞穂市長 様

（共同企業体の名称を記入） 設計共同企業体

代表構成員 商号又は名称

代表者

印

構 成 員 商号又は名称

代表者

印

※構成員記載欄は、必要に応じて欄を拡張する。なお、脱退構成員については記載しないこと。

### 新構成員候補者選定報告書

構成員の脱退等に伴い、令和 年 月 日付で脱退構成員に代わる構成員を補充して業務を継続する旨決定し市長の承認を得た下記事業について、次の業者を脱退構成員に代わる構成員の候補者として選定します。

#### 記

#### 1. 対象となる事業

(1) 事業名称:

(2) 工 期:

(3) 業務委託料: ¥

#### 2. 新構成員候補者

所 在 地:

商号又は名称:

代表者氏名:

※ 本報告書には、新構成員候補者に係る下記の書類を添付させること。

ア 業務と同種又は類似の業務の過去の実績に関する資料

（本事業の「募集要項」において提出を求めた資料及び添付書類）

ウ 配置予定技術者に関する資料

（本事業の「募集要項」において提出を求めた資料及び添付書類）

エ その他必要な資料

様式第4号（第9条関係）

第 号  
年 月 日

（共同企業体の名称を記入）設計共同企業体  
代表構成員

様

瑞穂市長 森 和 之

### 新構成員選定承認書

令和 年 月 日付で報告のありました新構成員候補者について、下記のとおり新構成員として承認します。

記

#### 1. 対象となる事業

- （1）事業名称：
- （2）工期：
- （3）業務委託料：¥

#### 2. 適格と判断した新構成員

所在地：  
商号又は名称：  
代表者氏名：



〇〇設計共同企業体

代表構成員

様

瑞穂市長 森 和 之

### 新構成員選定不承認書

令和 年 月 日付で報告のありました新構成員候補者について、貴企業体の新構成員としての適格性を審査した結果、下記の理由により承認しないこととしたので通知します。

なお、本決定に伴う契約解除手続については、別途通知します。

#### 記

- 1 対象となる事業
  - (1) 事業名称：
  - (2) 工期：
  - (3) 業務委託料：¥
- 2 不承認と判断した新構成員候補者
  - 所在地：
  - 商号又は名称：
  - 代表者氏名：
- 3 不承認とした理由

※ 不承認とした理由としては、例えば「会社としての過去の同種（類似）実績の内容」、「配置予定の技術者の技術者資格」、「企業体結成に係る基準」等の審査の着目点を具体的に記述すること。

様式第6号（第8条関係）

第 号  
年 月 日

〇〇設計共同企業体  
代表構成員

様

瑞穂市長 森 和 之

### 構成員の脱退等に対する企業体の措置内容不承認通知書

年 月 日付をもって報告を受けた構成員の脱退等に伴う措置内容について、下記理由により不承認としましたので、通知します。

#### 記

1 措置の対象とされた事業

- (1) 事業名称：
- (2) 工期：
- (3) 業務委託料：¥

2 報告を受けた措置の内容

3 不承認とした理由

4 その他

(当該不承認により生じる措置請求内容（契約解除等）等を記載する。)